



銚子市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成25年12月26日

銚子市監査委員 宮内 孝純

同 明石 博

同 秋元 賢二

平成25年度

財政援助団体等監査報告書

銚子市監査委員

1 監査の対象

特定非営利活動法人千葉健康生きがい支援ネット（以下「生きがい支援ネット」という。）は、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで、銚子市老人憩の家・地域福祉センター及び銚子市芦崎高齢者いきいセンターの指定管理者であることから、平成24年度の指定管理に係る施設運営その他の事務の執行について監査を行った。

2 監査の実施日

平成25年8月15日から平成25年10月29日まで

3 監査の方法

生きがい支援ネットから提出された資料、提示された出納関係帳票及びその他関係書類に基づいて、施設は管理条例を含む関係法令及び管理運営に関する協定書等の定めるところにより適正に管理されているかを主眼とし、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の概要

(1) 施設の概要等

① 所在地

銚子市老人憩の家・地域福祉センター 銚子市外川町1丁目10828番地

銚子市芦崎高齢者いきいセンター 銚子市芦崎町876番地の1

② 敷地・延床面積・内容

銚子市老人憩の家・地域福祉センター

敷地 1,879.02㎡ 延床 632.85㎡

大広間、くつろぎの間、浴室、相談室、教養娯楽室等

銚子市芦崎高齢者いきいセンター

敷地 1,673.70㎡ 延床 632.42㎡

大広間、くつろぎの間、浴室、相談室、教養娯楽室等

その他管理施設（駐車場 敷地面積793㎡）

③ 施設の目的及び事業

高齢者の心身の健康の増進及び教養の向上並びに市民の福祉増進を図るため次の事業を行う。

- ・高齢者の教養の向上、レクリエーション等のための施設及び附属施設の提供
- ・高齢者の生活、健康等の各種の相談のための施設及び附属設備の提供
- ・地域福祉活動を推進するために必要な事業
- ・その他憩の家等の設置の目的を達成するために必要な事業

(2) 財政援助等の内容

① 財政援助等の名称及び所管課

指定管理料… 老人憩の家等管理経費

所 管 課… 健康福祉部高齢者福祉課

② 指定管理料

銚子市老人憩の家・地域福祉センター 12,990,000円

銚子市芦崎高齢者いこいセンター 13,300,000円

③ 運営体制

銚子市老人憩の家・地域福祉センター 常勤1名 非常勤5名
東京電力(株)からの派遣者1名

銚子市芦崎高齢者いこいセンター 常勤1名 非常勤5名

④ 指定管理者の主な業務

ア 運営等に関する業務

(ア) 教養の向上及びレクリエーション活動に関する事業の実施

(イ) 利用者の自主活動に対する活動の場の提供

(ウ) 入浴事業

(エ) 銚子市及び銚子市から事業を委託された団体が実施する事業への場の提供

(オ) 利用者懇談会の設置・運営に関すること。

イ 利用の許可に関する業務

条例等に基づき利用に関する許可を行う。

ウ 老人憩の家等の利用等の報告に関する業務

エ 施設等の維持管理に関する業務

(ア) 施設は、健全かつ明朗な雰囲気を保ち、秩序を維持するように努める。

(イ) 施設の軽微な修繕（30万円未満）

ただし、原形を変えずる修繕費及び模様替えは除く。

- オ 備品等器具の管理及びこれらの使用に関する業務
- カ その他老人憩の家等の管理・運営に必要と認められる業務
- キ その他

⑤ 施設の利用状況

銚子市老人憩の家・地域福祉センター

開館 日数 (日)	団体利用				個人利用			地域福祉センター		
	利用日数 (日)	利用者数 (人)	一日平均 (人)	利用者 総数比 (%)	利用者数 (人)	一日平均 (人)	利用者 総数比 (%)	利用者数 (人)	一日平均 (人)	利用者 総数比 (%)
293	88	1,979	6.8	8.8	20,276	69.2	89.8	315	1.1	1.4

銚子市芦崎高齢者いこいセンター

開館 日数 (日)	団体利用				個人利用		
	利用日数 (日)	利用者数 (人)	一日平均 (人)	利用者 総数比 (%)	利用者数 (人)	一日平均 (人)	利用者 総数比 (%)
295	76	1,389	4.7	5.7	22,902	77.6	94.3

5 監査の結果

公の施設の管理業務に係る出納その他の事務については、決算書類の書式が不統一であったこと等、経理処理に若干の不備があったものの概ね適正に執行されていた。

銚子市老人憩の家・地域福祉センター及び銚子市芦崎高齢者いこいセンターは、共にレクリエーション、行事を行うと共に同好会・クラブ活動に場を提供するなど、目的を達成するための事業等を実施した。また、利用のない老人クラブへの呼びかけなど利用推進を図り、施設修繕等の建物管理、職員研修、救急法や避難等の訓練を実施しており、指定管理者が行うべき業務が果たされていた。

また施設管理に際しては、細部にわたり配慮がなされており、職員の利用者への対応も丁寧で好感を与えるものであったように見受けられた。

今後、担当課においては指定管理者との連絡を密にし、双方の協議を踏まえたうえで管理運営がなされるよう、連携体制をとられたい。

また、指定管理者においても、利用者の固定化等により利用者数が減少している現状から、新規利用者の獲得等、利用推進のための対策を十分に検討し、実施されるよう要望する。